福島県告示第三百三十四号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

## 目 次

示

○計量器の定期検査を実施する件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

報

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○落札者を決定した件

公

○一般競争入札を行う件

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

## 告 示

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年 五月二十四日から同年六月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課

福島県知事 内 堀 雅 雄

ザ・ビッグ福島大森店(福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

令和六年五月二十四日

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 意見なし。

意見書の提出なし 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第三百三十五号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一 号 第十九条第一 項の規定により、 特定計量器の定期

計量法第二十一条第二項の規定により、 令和六年五月二十四日 知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅

雄

	雄務課	く六二第り年項一		<b>章</b> 章 훞	芸益	芸芸芸	
	同郡金山町	同 郡 昭 和 村				<b>里町</b> 里町	検査
	山 町	村					域
				り、分銅及びおも	るものを除く。以下同一号では第二号に持た	一号又は幕二号こ掲げ第三二九号)第五条第施行令(平成五年政令非自動はかり(計量法	対象となる特定計量器
午後四時まで午後四時まで	午前一一時三○分ま 午前一一時三○分から で	午後四時まで 午後一時三〇分から	午前一二時まで 午前九時三○分から 六月二七日	午前九時三○分から 午後四時まで 午後の時まで	六月二六日	午後四時まで 午後一時三〇分から 六月二五日	検査の期日及び時間
金山町役場	所 金山町横田出張	昭和村公民館	本郷支所 会津美里町役場	本庁舎	会津美里町役場	新鶴生涯学習セ	検査場所

_									
									T
	検	定する会		村右に掲げる町		町郡会津坂下	河沼郡柳津	町麻郡西会津	同郡三島町
	査	検証		げる		津坂	柳津	西会	島町
	区	場解析		町		<u> </u>	前	津	. 1
	域	定する検査場所で実施する検査特定計量器検定検査規則(平		もの の検査を受けなかった おの特定計量器で、右					
	対	する則		を定					
	象 と	査 平成		け 量 な 器					
	な	五年		かで、					
	る 特	通			_	Ι .			
	定計	(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第	午午で生	・	七 午 午 午 午 月 後 後 前 前 一	七 午午午午月 後後前前九	日 午午	午前 午前 一	七 午 午 月 前 前 四
	量	省合	後後三	「前 祝 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	後 一 後 一 一 一 一 一 一 日 日	後間前九四十九日	後二二	前 前 八 一 日	前 前 四 一 九 日
	器	第七	午後二時まで午後二時まで	一日からパー日からパー日からパー	午後二時三○分午後一時から午前九時三○分	時時一時三の時代	午後四時まで午後二時から	午前一二時まで午前一一時から	一時三(
	検	十 号	三時まで一時三〇分ま	、り 除 口 り )	<ul><li>○日</li><li>二時三○分まで</li><li>一時から</li><li>一時から</li><li>一時から</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一時を</li><li>一</li></ul>	午後四時まで 午前一二時まで 午後一時から 午後一時から	<i>( b</i>	ま か で ら	午前一一時まで午前九時三○分から月四日
	査	第	ま	) 曜九	ずら	5			5
	д. О	三		所 福島	同	東会分津	柳津	西会	三島
	期	九条		県計		東分庁舎	柳津町役場	津町	三島町役場
	日			所福島県計量検定		- 町 役場	場	西会津町役場	場
		項に規		定		場		~	
		7兒							
			. 2	$\exists$ $-$	次定の三のよう	福 [	日水 福 忍土土 <b>島</b>		
			との	通 坂 所	を利力に では、 では、 では、 のうち次に掲げる者 でにより当該通知の である。		日忍可レな。 土地改良法(昭和 土地改良法(昭和	同   郡	# 1911 #10 MA
			と。当該変更に係	安のトラス	令和六年五月二とおりである。とおりである。とおりである。		· 良良 · 良法 第	.郡 . 郡 . 阳 和 和 和	刊 里 津 会 郡 郡 町、津 西 へ
			業の	を を な で 大 に の 内容の 要 の 内容の 要 の の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	五あ知るの	(昭 <b>元</b> 六 7 年 五 月 二 十 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	   (昭和   (昭和	村会	定 大型 坎
			4 6	定要闘な	一。の者規	+ ☱	会和 量	H	1 型 猫 叫 叫

郡柳津町、大沼郡会耶麻郡西会津町、河 町、同郡金山町及び 津美里町、同郡三島 同郡昭和村 非自動はかり、分銅及びおもり ○日まで(土曜日、日曜一○月一日から一二月二 日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

# !島県告示第三百三十六号

/ 土地改良区から令和六年五月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、安積疏 一説可した。

令和六年五月二十四日

福島県知事

内

(農村計画課) 雄

# !島県告示第三百三十七号

たにより当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 うち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 |十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和六年五月二十四日

坂本トミ 富岡金作 有賀松壽 所在の不分明な者の氏名

株式会社福島グリーンシステム

福島県知事

内

堀 雅 雄

通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 の指定施業要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第七百四十四号)によるこ

(森林保全課)

告

公

### 公告第90号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム ネットワーク 機器 一式
  - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

令和6年5月24日 金曜日

- (3) 借入物品の賃貸借期間 令和7年2月1日から令和14年1月31日まで
- (4) 借入物品の納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等の物品の納入 実績を有するものであること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月20日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年6月20日(木)午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課

電 話 024-521-7135

- 4 契約条項を示す場所及び期間
  - 3に掲げる場所において令和6年5月24日(金)から同年6月20日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和6年7月4日(木)午後1時30分
  - (2) 場所 福島県庁本庁舎5階企画調整課分室2 (福島県福島市杉妻町2番16号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月3日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
  - この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefectural information and telecommunication network system network devices 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 4 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 3 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(デジタル変革課)

推肥

有限会社い わきファー

ない

いわきの

45 2.8

6.0

1.9

9

30.9

510

849

灰

50

堆肥

有限会社い わき中央牧 場

亨

いわき中央 牧場肥料1

0.6

0.6

1.3

26

60.3

1

の指定名 特殊肥料

生産 輸入業者又 は販売業者

業 ₩

国出名(及び商品名)

検査の結果

霊

並

(%) Z

TP % TK (%)

C/N

水分

TZn

%

(mg/ TCu

(mg/ kg)

kg

公告第九十一号

の規定により、令和六年四月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七頃 令和六年五月二十四日 第三十条第七項

福島県知事 内 堀

雅

雄

令和6年4月分 (特殊肥料)

主成分の略号は次のとおりである

注 分含有量、TCu一銅全量、TZn一亜鉛全量 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-

(農業総合センター

¥

### 公告第92号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) ロータリ除雪車1 (2.6m級) 1 台
  - ロータリ除雪車2 (2.2m級) 1 台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3

令和6年4月12日

- 落札者の氏名及び住所
  - 1の(1)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
  - 1の(2)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字 砂田 588番 地
- 落札金額 5
  - 1 の(1)に掲げる物品等 (1) 84,920,000円
  - 1の(2)に掲げる物品等 62,150,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6
  - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年3月1日

(入札用度課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 株式会社 第 印 刷 印刷所